



# 島根県報

平成20年 6 月17日 (火)  
第 1,992 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

保安林の指定の解除	(森 林 整 備 課)	1
保安林予定森林	( " )	1
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	2

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	3
------------------------------	-----------------	---

## 告 示

### 島根県告示第533号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 6 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市弥栄町小坂1117 - 33、1117 - 34
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 島根県告示第534号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 6 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安来市広瀬町上山佐2997 - 2、2998、2999、3000 - 1、3001、3002 - 1、3002 - 2、3009
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第535号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年6月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト出雲店 出雲市小山町468番地4外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市順化二丁目26番23号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,473平方メートル

(変更後) 2,550平方メートル

イ 駐車場の位置及び収容台数の変更

(変更前) 110台

(変更後) 123台

ウ 駐輪場の位置の変更

エ 荷さばき施設の位置の変更

オ 廃棄物保管施設の位置の変更

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)(開店時刻)午前10時(閉店時刻)午後9時

(変更後)(開店時刻)午前9時(閉店時刻)午後9時

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後)午前8時30分から午後9時30分まで

(4) 変更する年月日

アからオまでの変更 平成21年2月7日

カ及びキの変更 平成20年6月20日

#### 2 届出年月日

平成20年6月6日

#### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課(出雲市今市町109番地1)

#### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年 6 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 申請のあった年月日

平成20年 6 月 3 日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ファミリーサポートホーム 金太郎の家

## 3 代表者の氏名

岩井元之助

## 4 主たる事務所の所在地

島根県簸川郡斐川町大字学頭1463番地10

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、福祉の増進を図る活動及び子どもの健全育成を図る活動に関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

## 6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

## 7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

## 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

